

令和8年6月18日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、令和8年4月15日付け（同月16日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているところ、下記のとおり改めて開示等の判断をすべきであると考えます。

記

1 開示申出の内容

令和6年度法曹連絡協議会に関する文書（開催案内、配付資料、速記録、最高裁への結果報告文書等）

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示申出に対し、令和8年3月23日付けで一部不開示の判断を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 原判断庁において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）について、当初、「令和6年度法曹連絡協議会に関して裁判所が作成・取得した司法行政文書のうち開催案内、配付資料、速記録、最高裁への結果報告文書及びそれに類するもの」と整理し文書を探索したが、令和8年3月23日付け司法行政文書開示通知書記の1記載の各文書以外の文書は存在しなかった。

もつとも、今般提出された苦情の申出書によれば、苦情申出人は、開示され

【機密性2】

た司法行政文書以外にも、回答案、当日配布資料、速記録校正その他本件対象文書に該当する司法行政文書の開示を求めていることがうかがえるため、これらの文書も本件開示申出の対象文書に含まれるものと整理の上、原判断庁において、改めて文書を探索した。その結果、回答案として「議題1（裁判所及び検察庁に対して）」から始まる文書及び速記録校正として「令和6年度法曹連絡協議会の速記録校正について」と題する決裁文書（以下、これらを併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定した。

なお、当日配布資料については、令和8年3月23日付け司法行政文書開示通知書記の1の(5)記載の文書が該当するところ、当該文書以外の文書は存在しなかった。

- (2) したがって、本件対象文書を本件開示申出文書として改めて開示等の判断を行うことが相当である。